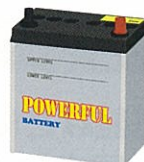


収集も処理もできないごみ

- タイヤ ●消火器 ●中身のある燃料缶など ●バッテリー ●農業用機械



- 農業用資材 ●劇毒物 ●パソコン ●ガスボンベ ●バイク



- 太陽光パネル



- 家電リサイクル対象品(24ページ~25ページ参照)

- 産業廃棄物

テレビ（ブラウン管、液晶）、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン（室外機含む）、洗濯機、衣類乾燥機、ワインセラー、保温冷庫

事業活動に伴って発生する廃棄物のことで、金属類、ガラス類、プラスチック類など21種類あります。

品 目	処 理 方 法
タイヤ（自動車、バイク）	カーショップ、ガソリンスタンドなどタイヤを取り扱う事業所へご相談ください。
消火器	26ページ参照
中身の入っている燃料缶（ドラム缶、灯油缶など）	中身は、燃料の販売店にご相談ください。中身が少量の場合は、紙や布に染み込ませて「燃やせるごみ」として出してください。
中身の入っている塗料缶	固まっていない塗料は、紙や布に染み込ませて「燃やせるごみ」として出してください。固まっている塗料は、取り出せる範囲で取り出し、取り出した塗料は「燃やせるごみ」として出してください。空缶は「燃やせないごみ」です。中身が取り出せない塗料缶をごみ集積所に出す場合は、クリーンセンターへ連絡してください。
バッテリー（自動車、バイクなど）	販売店にご相談ください。
農業用機械（トラクタ、コンバインなど）	販売店にご相談ください。

<p>農業用資材 (肥料袋、農機具、育苗箱、農業用ハウスなど)</p>	<p>農業に伴って発生するプラスチック類や金属類などは産業廃棄物に該当するため、クリーンセンターには搬入できません。最寄りのJA（農協）、産業廃棄物収集運搬許可業者等にご相談ください。</p>
<p>劇毒物（農薬など）</p>	<p>販売店にご相談ください。</p>
<p>パソコン</p>	<p>27 ページ参照</p>
<p>ガスボンベ等爆発の恐れがあるもの</p>	<p>販売店にご相談ください。</p>
<p>家電リサイクル法対象品</p>	<p>24 ページ参照</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>事業活動（農業、会社、病院、商店など）から発生するプラスチック類、ガラス類、金属類、がれき類、廃油などの産業廃棄物は自己責任で処理しなければなりません。きちんと分別し、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。また、再生事業者などへの引き渡しを積極的に行い、リサイクルを推進しましょう。</p>
<p>バイク</p> 	<p>バイクが要らなくなったら、廃棄二輪車取扱店または、廃棄二輪車指定引取場所へ持ち込んでください。リサイクル料金は本体価格に含まれていません。（廃棄時無料）</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>※廃棄二輪車取扱店に持ち込む場合は、廃棄二輪車指定引取場所までの運搬料金が必要です。</p> </div> </div> <p>廃棄二輪車取扱店のステッカーが目印</p> <p>【廃棄二輪車取扱店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バイクハウスてらそ 三次市島敷町 945-1 ☎ 0824-62-1715 ●三次ヤマハオートセンター 三次市十日市中 3-2-17 ☎ 0824-62-2688 <p>【廃棄二輪車指定引取場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岡山県貨物株 三次市東酒屋町 306-40 ☎ 0824-62-1273
<p>分別されていないごみ</p>	<p>効率の良い資源化処理を行うためには、各家庭からの分別排出が不可欠です。分別されていないと収集できないため集積所を利用される方々に多大な迷惑をかけることとなります。また、分別されていないと資源化処理に支障が生じるため、クリーンセンターへ直接搬入される場合も受け取りをお断りしています。</p>